

令和 5 年 9 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

飯舘村教育委員会

令和5年9月 定例飯舘村教育委員会会議録

1 招集日時 令和5年9月26日（火）午前11時00分

2 招集場所 いいたて希望の里学園 会議室

3 出席委員 教育委員（教育長職務代理者）高橋 祐一
教育委員 菅野 クニ
教育委員 庄司 智美
教育委員 星 弘幸

4 欠席委員 教育長 遠藤 哲

5 説明のため出席した者 教育課長 高橋 政彦
指導主事 蓮 實 修一
生涯学習課長 山田 敬行

6 開 会 午後12時15分

教育課長 それでは皆さん、改めましてこんにちは。
ただいまから令和5年9月定例教育委員会を始めてきたいと思います。

7 日程第1 教育長あいさつ

教育課長 日程第1 教育長挨拶は、職務代理者からよろしくお願いします。

教育長職務代理者 改めまして、皆さんこんにちは。

先月に引き続き、私のほうで日程を進めていくようになります。皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

まず、先月の飯坂、場所を移しての委員会でしたが、定例会の後、教育委員、教育長研修会がございまして、私たちはそれぞれ分科会ということで分かれてほかの委員の方とお話、交流会をしたと思います。その中でやはり、他市町村の委員の方々と話をしてみますと、いろんな問題があるようでございまして、皆さん悩みがあると思ったところでございます。飯舘村に関しても、他市町村と同じような問題が数多くあるようでございますので、今後も他市町村と意見交換をしながら、私たちの飯舘村の教育環境を良い方向に進めていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

また、季節のほうも真夏の異常気象からようやく涼しい季節になり、生徒たちもこれから活発な学習ができると思っておりますので、学力向上を目指して先生方にも頑張っていただいて、無事に期末、年度末を迎えるようになっていければと思っております。

本日、日程を見ますと、規則の改正など難しい問題があるようでございますので、皆様には慎重審議いただきまして、承認いただければと思います。本日はど

うぞよろしく願いいたします。

8 日程第2 会期の決定及び書記の指名

教育長職務代理者 日程第2、会期の決定及び書記の指名。会期につきましては令和5年9月26日の1日間、書記につきましては教育課長の高橋政彦さんを任命したいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

9 日程第3 令和5年8月定例教育委員会会議録の承認について

教育長職務代理者 日程3、令和5年8月定例教育委員会の議事録の承認について、事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ありがとうございました。

それでは日程第3、令和5年8月定例教育委員会会議録の承認について、皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 それでは全員異議なしということで、承認したいと思います。ありがとうございます。

10 日程第4 議案第12号 傍聴人規則の一部を改正する規則

教育長職務代理者 日程第4、議案第12号 傍聴人規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第4、議案第12号 傍聴人規則の一部を改正する規則について、事務局より説明がございました。これにつきまして、説明のように改正することですので、皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

星委員 今回の改定理由に精神障害者への配慮ですが、もともとその表現が得られた理由というのは、どういうところから来ているのか、もう一つの帽子について特別規定があることについて、何か詳しいことをご存じでしたら教えていただきたいと思います。

教育課長 では1点目、精神に異常が認められているものというところのつくり方ですが、実はこれは昭和31年につくられているものでございますので、実際その当時は多分この表現だったと思われます。その後障害者に関する法律が次々変わってきて、それが整理され、精神障害者と近年区分されてきて、本来はそのときに改正しておくべきところ、改定が遅くなってしまいました。

星委員 表現として残しておくことが差別につながるということですか。

教育課長 その通りです。まず精神に異常があるというのは、そもそも精神に疾患を患っているという捉え方なので、精神疾患を患っている方は精神障害者であるという、障害者の一つのくくりとなります。その人を認めないということは、障害者への差別となりますので、そこについては今の時代の流れとして正していくのがよい

と思います。

また、帽子をかぶることが悪いのかというのは、恐らく、社会通念上の話だと思います。

星委員 礼儀というか、マナーというか。

教育課長 そのように思います。ただ、今は様々な疾患もあり、かぶらなければならない人もいますので、そのような人を駄目というわけにはいかないと思いますので、特段の配慮をしたということです。

星委員 特にその市町村で決められるのであれば、そもそもこの項目をなくせばいいかと思いますが、帽子をかぶることを残す理由というのは。

教育課長 社会通念上の部分で残しています。

星委員 帽子に限らずサングラスとか、そのような見た目的なものを制限するとなると切りがないと思いますが、帽子だけ特段挙げるとするのは、教育長がふさわしくないと言えばそれで駄目だということに最終的には全部行き着くのかなという気がします。

教育課長 その通りと解釈しております。

菅野委員 帽子もそうですが、危険物を持参しているかどうかのチェック、今の時代は必要なのかと思います。

教育課長 恐れ入ります、3ページをめくっていただきますと全文が載っています。3ページに第3条第2号、会議を妨害となると認められる器具等を携帯している者ということです。

星委員 教育長の判断という裁量方針がより具体的になっていくのかと感じます。

教育課長 そのときの指示によると思います。

教育長職務代理者 そのほかご意見ありますでしょうか。では、以上のように改正ということではよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 議案第12号につきましては、ご承認していただくということでございます。ありがとうございます。

11 日程第5 議案第13号 飯舘村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

教育長職務代理者 日程第5、議案第13号 飯舘村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま議案第13号 飯舘村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明がございました。これにつきまして、皆様のご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。

星委員 先ほどの説明資料7ページの第4条のところですが、課長は上司の命を受けてというところを課長は教育長の命を受けてとなっていますが、もとの条文のほうの課長の上司というのは、教育長を指していたということではよろしいですか。

教育課長 その通りです。上司というのは削除し課長、教育長と明確化したほうがよいのではということでここも改正がなされました。

教育長職務代理者 そのほかございますか。よろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 それでは異議なしということで、議案第13号につきましては承認ということでございます。ありがとうございます。

12 日程第6 議案第14号 飯舘村教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について

教育長職務代理者 日程第6 議案第14号 飯舘村教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について、事務局の説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 議案第14号 飯舘村教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について説明がございました。これにつきまして、皆様からのご意見、ご質問を受けたいと思います。新しい規則ということですので、いろいろあるかと思いますが、まず私から、第4条の重要かつ異例な事態とはどのような、説明しづらい問題かと思いますが、大きな問題とは、どのような問題が想定されるでしょうか。

教育課長 大きな事件、事故等もあれば、定例のものだと告示行為です。例えば卒業式や入学式のときに告示を教育委員会が行います。その告示を教育長職務代理者が必ず行うというような形になると思います。第2条の教育委員会以外の業務も出てきますので、そのようなものも想定しております。ほかに私どもでは判断できかねる案件についてのご相談をさせていただくことになるかと思っています。その都度、物によってはすぐにでもご相談させていただくものが出てくるかと思えます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。そのほかございますか。

星委員 この別紙にありました8ページの教育委員会事務局組織規則というところに、生涯学習課と教育課の主な業務というのはある程度分けて書いてあると思いますが、教育長自体の仕事、役割的なものが示された書類とかはありますか。

教育課長 教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、教育行政の第一義的な責任者であるとなっています。

星委員 この規則に書いてあるようなことを取りまとめるという、これが責任者の教育長のイメージになるのかとは思いますが、業務に関することなど。

教育課長 これは各課、私たちの課が必ずやらなければならない業務が記載され、業務的にはこれ以外にもたくさんあります。それについて全て、最終的に教育長の決裁を受けなければ進みませんので、全てについて教育長は掌握するという形になっています。

星委員 この規則をつくるに当たり、まず教育長の職務というのは何かというのを定めた上で、委任について、これ以外は委任する、これは委任するというやり方があると思いますが、緊急かつ重要というところに含まれるかもしれませんが、このことについて、ここまでという表現の仕方のほうが分かりやすいかと思います。

教育課長 第2条は、教育長職務代理者は、法第14条に規定する教育委員会の会議その他教育委員会の議事運営に関する事務を除きと、これを除いたものについては委任しますということを言っています。

星委員 具体的にはないけれども、今回職務代理者については教育委員会のこのような会議を除くもの以外というくくり方で、基本的にはほぼ全てを課長のほうに委任して、かつその中で重要な案件というところについては、職務代理者のほうに報告、相談するというような流れという形ですね。基本的にはこの会議に関すること以外は、教育課や生涯学習課の課長さんが全て判断して、そこで必要に応じて職務代理者にお話をするというような流れという理解でよろしいですか。

教育課長 事務的にはそのような形になりますが、その判断の部分が、それほど私どもは権限もないので、結構な頻度で相談するかと思われます。簡単にいうと事務決裁的なものは私どもで十分足りると思います、判断を仰ぐべきところは基本的には必ず相談をさせていただこうと思っております。その判断は私どもの判断になりますが、社会通念上相談が必要、通常今まで教育長に相談していたものについては、全て職務代理者に相談させていただこうと思っています。

星委員 基本教育長に相談して、教育長が相談されたことは課内、それとも関係各所を集めて話をするようなことはありましたか。

教育課長 関係各所まで行くのは、庁議というところで全体の課長での調整という形で話を持っていきますが、そこまでは行かないものについては職務代理者のほうにお願いしたいと思います。

星委員 教育長が体調不良などで休む場合の期限というのはありますか。

教育課長 特段そういった決まりはありません。

星委員 実際復帰するのが2年後、3年後になった場合はその期間はずっと代理者が続けていくというのが今の流れですか。

教育課長 職務代理者ですが、必ず病気で職務代理というわけではなく、先に職務代理者が指定されていますので、運動会の当日、教育長が急に来られないというときは職務代理者が挨拶するという形なので、特段病気のときだけ職務代理という訳ではないです。教育長に事故等があったときは必ず職務代理者というのが大原則ということです。

星委員 任期中は職務代理者がその間代行することになりますか。

教育課長 教育長が公務できない場合は、その間は職務代理者にお願いします。

教育長職務代理者 よろしいですか。では、そのほか質問、ご意見はございますか。

私からよろしいですか。附則ということで、この規則は公布の日から施行するということでありますが、この日とはいつになりますでしょうか。

教育課長 公布の日は、本日この教育委員会です承を得たので、これで決裁となります。交付は本日以降になります。

教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

教育長職務代理者 ありがとうございます。承認ということでよろしく願いいたします。

13 日程第7 諸報告について

教育長職務代理者 日程第7、諸報告について事務局の説明をお願いしたいと思います。

教育課長 (資料に基づき説明)

指導主事 （資料に基づき説明）

教育長職務代理者 ありがとうございます。諸報告の1、2、3ということでご説明いただきました。ありがとうございます。これにつきまして、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

星委員 記憶が曖昧で申し訳ないですが、全国学力調査というのは、令和5年度分調査結果の話が出てきたのは今年度初めてでしたか。

指導主事 初めてです。

星委員 昨年も同様に話をしましたが、教育委員会にかけるに当たり、実績としての数値データも提出いただいて、その数値と今回の原稿の整合が取れるかというところをお諮りする必要があるのではないかと思います。この原稿だけを見て説明を聞く際、全国の平均と比べていますが、実際の数値データが手元にないと判断がつかないと思います。これについては何か分析としてまとめられているものはございますか。

指導主事 もちろん結果としては、我々数値データとしては持っています。昨年度と同じ話になりますが、どうしても児童生徒が少ない関係で、個人データに近くなってしまうのでそれは出せないですという教育長の判断だったと思います。

星委員 前回、平均だけでは分からないので、範囲も出してくださいという話で確か出していた気もしました。個人の成績表を出してほしいわけではなく、このまとめた結果だけ出されて、これでいいですかといわれても何とも言えないかなというのはあります。これだけで判断といわれても、正直私は難しいと思いますが、皆さんはいかがですか。

菅野委員 今の意見は本当に難しいなと思います。例えば100人ぐらいいる子供たちでしたらそれはあるかもしれませんが、少人数の学年でしたら個人を特定されてしまうことは十分にありうる。保護者であれば分かるかもしれない。現実に関教育委員は保護者の中からも委員が出ていて、守秘義務を普通は守っていますが、それでも公開しても良いかというところから分からないので、傾向だけ分かれば良いかと。可能ならば、高低差がどのぐらいあるのかというところは、見たいと思います。ただ、それが分からないから今の学校の状況が分からないわけでもないですし、そこは少人数の学校の難しさなのかなと思います。

指導主事 昨年に提示した内容の確認をして、同等のものを準備したいと思います。

菅野委員 本件の資料を持ち帰らないように、その場で見るだけでお返しするという形で十分だと思います。

指導主事 昨年度、教育長もどこの教育委員会でもこの数字は出していないと話もしていたかと思うので、教育長や職務代理者のご相談しながら、次回検討したいと思います。

教育長職務代理者 そのほかございますか。

今のデータにつきましては次回、前年度のものをいただいて、データを見える化して私たちに伝えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

星委員 この学力調査も毎年やっているので、例えば、9年生が6年生の時の比較もあるかと思います。そういった数値としてのデータを、誰が分析しコメントを出し

ているか、そこは明らかにしておいたほうがいいかと思います。誰が話し合ってこれができたかというのが示されれば、それは数値として出されなくても、きちんとデータを見て、実際の生徒を見て判断されてつくられたものだから安心だと、そういう表現の仕方とがあってもいいのかもしれないと思います。

指導主事 まず事実として申し上げますと、ここに至るまでのデータは、学校からスタートして、みんな同じデータを見ています。全国学力・学習状況調査を実施している団体から結果として、いろいろな切り口、ただ単に国語何点ですということではなく、一問一問どうであるとか、クロスを集計などの元データを取って、それをみんな見ています。少なくとも村の学校に限って言えば、学校でそれを踏まえて、後期課程であれば教科と、前期課程あれば学級の担任が分析をして、それぞれ自分の担当部分の分析結果をまとめて出し、これを学校の中で整理されて、教育委員会に報告され、分析をしてから公表してもいいところを報告するというのが基本的になっています。

星委員 大分時間をかけてやられているんですね。

教育長職務代理者 そのほかありますでしょうか。なければ、1、2、3の項目については承認ということでよろしく願いいたします。

その他で生涯学習課からの報告をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 生涯学習課からご説明がありましたが、これにつきまして皆様からのご意見、ご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

星委員 バスの案内があつて、30分ごとにということですが、30分より短くはできないのでしょうか。

生涯学習課長 時刻表はバス停に掲示しますが、利用者にとって30分単位の時刻は分かりやすいことやバス運転手も休憩も必要なことから、短くすることは可能ですが、今回は30分という単位に設定しました。当日は、村商工会が企画した「いいたて秋まつり」が道の駅までい館で開催され、アンパンマンショーがあることから道の駅の駐車場が満車になることが想定されるので、交流センター前の道路向かいに駐車場を設けるだけでなく、シャトルバスを運行することとなりました。

教育長職務代理者 そのほかございますでしょうか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 なければ承認ということでよろしく願いします。ありがとうございます。

14 日程第8 その他

教育長職務代理者 日程第8、その他の件でございまして、次回教育委員会の開催について、2番としまして、次々回教育委員会の開催日時について説明をお願いいたします。

教育課長 次回、10月25日水曜日午後3時から、役場第1会議室で行います。

次々回、11月の定例会ですが、11月は22日に教育委員の研修会が飯舘会場ということで行われます。こちらは午後になっておりまして皆さんに出席してもらうようになります。各市町村の教育委員が全員お集まりになりますので、相馬支会、

新地、相馬、南相馬、飯舘、4つの教育委員がお集まりになりますので、可能であればこの日の午前中に教育委員会を実施し、1日で終わるというのはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 1日で終われば私もそのほうがいいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

教育課長 10月は10月25日水曜日午後3時、役場。11月は11月22日水曜日10時から役場で、午後から教育委員の研修となります。

教育長職務代理者 それでは、本日の日程第1号から第8号まで全て終了しました。皆様、慎重に審議いただきまして誠にありがとうございました。

15 閉 会

教育課長 これをもちまして、9月の飯舘村教育委員会の日程を終了させていただきます。

午後1時30分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

教育委員（教育長職務代理者）

教育委員

教育委員

教育委員

高橋祐一

星弘幸

庄司智美

書記：教育課長 高橋 政彦